**2025年度子どもイベント協賛規約**

第1条（目的）

この規約は、特定非営利活動法人shining（以下、「甲」という）が子どもイベント事業（「鈴鹿子ども食～りんごの家～」および「鈴鹿子ども食～りんごの家～付随事業」）を主催するにあたり協賛企業（以下、「乙」という）との協賛に必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（権利の所在）

甲は乙とイベントの協賛契約を締結することによって、乙がそのイベント名とロゴを使用した広告活動を行うことに同意する。

二 イベントおよび団体のロゴについての所有権はあくまで甲に帰属する。

三 乙は協賛契約期間中、甲の許可を得てイベントの名称、ロゴをその製品、梱包、広告もしくはマーケティングマテリアルに使用することができる。

第3条（契約期間）

協賛契約の期間は、第４条に定める協賛金の支払時から２０２５年度中とする。

第4条（協賛金の額及び支払方法）

乙は、定められた金額を、申込み後1週間以内に甲の指定する振込先口座に入金する。振込手数料は、乙の負担とする。

第5条（協賛金の用途）

協賛金の用途は、子どもイベント事業（「鈴鹿子ども食～りんごの家～」および「鈴鹿子ども食～りんごの家～付随事業」）の運営費に充てる。また災害時・感染症等の蔓延によりイベント中止の際は（「鈴鹿子ども食～りんごの家～」）の運営費に充てる。

なお、協賛金を前述の２項として使用した後、余剰金が発生した場合は、次年度繰越金に算入し、甲の事務局運営費および次回のイベント運営費に充てる。

第6条（主催者の義務）

甲は、乙に対して以下の義務を負う。

１.イベントの企画、設営、広報及び円滑な運営・実行

２.協賛内容（広告媒体への掲載）の実行

３.イベントに関連する報道への対応と協賛企業のPR

４.２０２５年度終了後の乙への事業報告（会計報告を含む）

第7条（イベントの内容変更）

甲は、イベントの全ての企画、実行及び管理について責任を持ち、企画内容について、予定していたものをイベント当日までに変更する権限をもつ。

二乙は、甲が前項に定めるイベント内容の変更を行った場合には、これを承諾するものとする。

第8条（契約の解除）

乙が、イベントの協賛契約を解除する場合は、乙から甲に対して書面で通知しなければならない。

二協賛金の支払後、乙が協賛契約を解除する場合、甲は既に支払われた協賛金を返還しない。

第9条（不可抗力）

甲は、事故等その他、不測の事態によりイベントが開催できなかった場合または開催途中に中止となった場合、乙に対していかなる補償も行わない。この場合、乙に生じる損害について、甲はすべて免責される。

第10条（協議条項）

本規約に定めのない事項については、甲乙双方が誠意をもって協議するものとする。